

市民の生命・身体・財産を守る。甲賀市消防団



地域を守る消防団員、全国的に災害が頻発している一方で、団員数は減少傾向にあります。ご自身のお仕事をしながら地域の安全を守るという役割を担う消防団員、甲賀市でも多くの団員が地域のために日々活動いただいています。地域に根差した消防団員とはどのようなものか、その活動をご紹介します。

Q 団も兼ねているため、台風や大雨の時には出勤し、避難誘導や危険箇所の巡視、予防・復旧活動を行うこともあります。

A 普段は住民への啓発活動や災害対応に備えた訓練や資機材点検を行っています。

Q 消防団員は、災害発生時に即座に出勤できることが求められますが、市外勤務等で現場到着に時間がかかる場合や仕事や家庭の都合ですぐには出勤できない状況も考えられるため、団内で連携をはかり活動いただいています。また普段の車両点検や訓練行事については、土日などの休日に行っています。

Q 消防団になると何かメリットはありますか？

A 年齢や業種にかかわらず様々な方と交流が出来ます。

- ・消防ホースやポンプを実際に取り扱うことで、防災知識・防火技能が身に付きます。
- ・消防団応援の店で優遇サービスが受けられます。

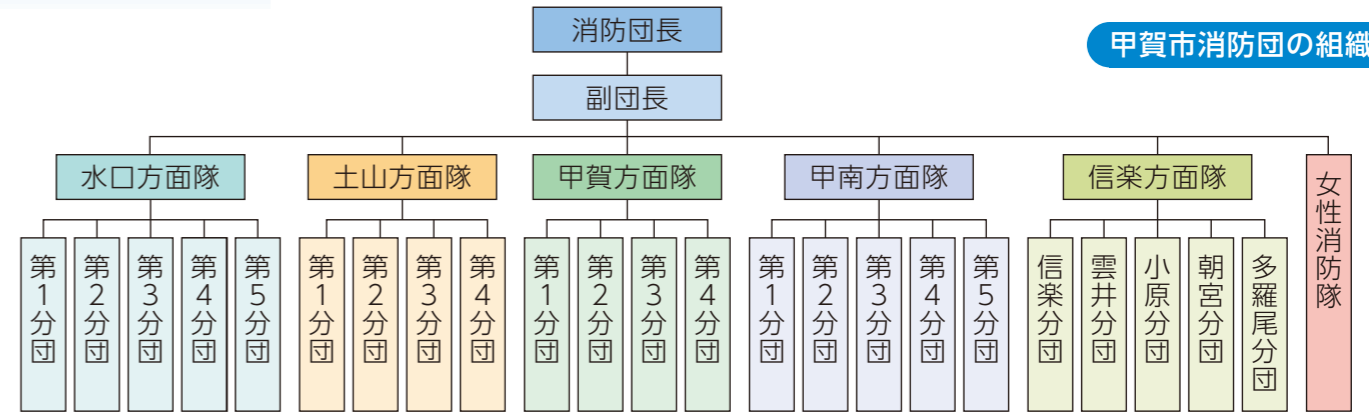


Q 活動への手当や報酬はありますか？

A 甲賀市では次のとおりです。

- ① 年額報酬 階級により支給額が決められており、基本団員は一人年額36,500円です。
- ② 出勤報酬 火災や災害等で出勤した際に、年額報酬とは別に出勤報酬を支給します。例：水災等 4時間までは4,000円 4時間超 8,000円 訓練等 1回2,500円 研修や行事 1回2,000円
- ③ 費用弁償 市外で開催される研修や訓練に自家用車で参加した場合、年額報酬とは別にガソリン代相当額の交通費を支給します。
- ④ 退職報奨金 5年以上勤務して退職した団員に、階級及び勤務年数に応じた退職報奨金を支給します。

甲賀市消防団の組織



※支援団員は分団内に在籍しています。

Q&A 甲賀市消防団への疑問にお答えします

Q 消防団はどのような人たちですか？

A 消防団員は、市長の承認を得て団長が任命することで、その役割に就くことになり、身分は非常勤特別職の地方公務員となります。専門の消防署員とは違い、会社員や自営業者など本来の仕事を持ちながら、火災や災害が発生した場合に団員として活動に従事いただけます。

Q 市内には何人の団員がいますか？

A 令和4年4月1日現在で1,007人の団員が在籍しています。

男性：998人、女性：9人

地域防災力を維持するための条例定員は1,120人以上と定められています。

Q どのような活動をしていますか？

A 主な活動は火災対応です。消防署と連携し消火活動やその支援にあたります。また水防

⑤ 公務災害補償 消防団活動により怪我や病気をした場合、公務災害補償による補償が受けられます。



防災には地域の皆様の力が必要です



甲賀市消防団 団長 増田 嘉彦

全国的に消防団が少なくなっている現状があり、甲賀市も同様の状況です。近年、全国各地で様々な災害による被害が発生しており、地域防災の中核を担う消防団に求められる役割も多種多様化しています。

そのような中、甲賀市消防団員は、仕事を抱えながら、普段は、防火啓発などを行い、いざという時に備え、準備し、火事の際の消火活動に加え、台風時には河川氾濫の警戒など地域住民に呼びかけるなどの活動をしています。

団員の活動理念は“みんなの地域のために”という思いで一生懸命頑張っています。今こそ防災には、地域の皆様の力が必要な時なのです。地域の防災をともに考え、防人となっただけの方が一人でも増えることを願っております。

Q 体験や見学はできるのですか？

A 消防団の行事や訓練は見学することが出来ますので、甲賀市消防団事務局(危機管理課 69-2103)へ気軽にお問い合わせください。